

保医発0330第3号
平成24年3月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の公布に伴う児童福祉法の一部改正が、平成24年4月1日より施行されることから、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）についてもその一部を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図りたい。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第32号）の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第3の2の(33)の「オ」中の「障害児施設医療」を「肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療」に改める。
- 2 別紙1のⅢの第3の2の(33)中の「障害児施設医療」を「肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療」に改める。
- 3 別紙1のⅣの第2の2の(32)の「エ」中の「障害児施設医療」を「肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療」に改める。
- 4 別紙2の別表1の(3)の表中の「○障害児施設医療（法第24条の20関係）」を「○肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28関係）及び障害児入所医療（法第24条の20関係）」に改める。